

令和6年度 後期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(23 ページ)

1. 試験時間 110 分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和6年11月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシートの詳しい書き方は最終ページに記載しています。
- (7) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆で、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (8) 計算等が必要な場合は、問題用紙の余白を使用してください。
- (9) 問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (10) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (11) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (12) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (13) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (14) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (15) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教わること・指定されたもの以外のものを机の上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (16) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・特定商取引に関する法律 → 特商法
- ・不正競争防止法 → 不競法

問題 1 継続的売買契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 商人である隔地者間の継続的売買契約において、発注者が承諾の期間を定めずに申込みをした場合、当該申込みの効力は、発注者が申込みを撤回するまで継続する。
- イ. 継続的売買契約とそれに基づいて締結された個別契約の内容に相違があるときには、個別契約の規定が優先するとの定めを設けることができる。
- ウ. 継続的売買契約において、契約当事者の一方のみが、契約期間満了前に、いつでも契約を解除できる旨の条項を設けても、当該条項自体が直ちに無効となるわけではない。
- エ. 継続的売買契約においては、個別の売買契約についての具体的な権利義務は発生しないのが原則であるが、買主が売主に対し、毎月一定数量の商品購入を約束した場合、当該条項について法的拘束力は認められる。
- オ. 不特定物の商品の継続的売買契約では、当該契約に特段の規定がない場合において、当事者のいずれの責めにもよらない事由により商品の出荷前に滅失したとき、商品の売主は、商品を買主に供給する義務を負う。

問題 2 以下に示す業務委託契約と労働者派遣に関する記述において、() 内に当てはまる語句の組合せは、次のうちどれか。

委託者をX社、受託者をY社とする業務委託契約では、Y社において、実際の委託業務を実行する担当者A氏が、X社に常駐して委託業務を実施する場合、A氏に対して、実際の業務実行を指揮命令するのは(A)である。労働者派遣の場合は、派遣元の会社と派遣労働者との関係は雇用関係である。業務のアウトソースを行う場合において、細かい臨機応変な業務指示を行うときには、(B)の方がより適しているといえる。業務委託契約でありながら、実態において、労働者派遣のような指揮命令を行っている場合には、(C)に違反する。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ア. A : Y社 | B : 業務委託 | C : 職業安定法 |
| イ. A : Y社 | B : 労働者派遣 | C : 職業安定法 |
| ウ. A : X社 | B : 労働者派遣 | C : 職業安定法 |
| エ. A : X社 | B : 業務委託 | C : 労働基準法 |
| オ. A : X社 | B : 労働者派遣 | C : 労働基準法 |

問題3 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、AとBが議論している論点（ 甲 ）及び（ 乙 ）に当てはまる＜語句＞の組合せは、次のうちどれか。

＜事例＞

産業用ロボットメーカーX社は、屋内移動型警備ロボットの制御プログラムに関し、高校生を対象としたプログラミングコンテストを開催し、優勝した高校生のプログラムを買い取り、X社が製品化する屋内移動型警備ロボットに組み込むこととする企画を検討している。

A：「（ 甲 ）の問題については、企画への応募条件として明確に禁止しておくことが必要である。」

B：「いわゆるオープンソースの使用についても、（ 甲 ）に関する一定のリスクを排除できないため、併せて使用を禁じるべきである。」

A：「ただ、企画への応募条件で禁じたとしても、知的財産権に関する知識が未熟な高校生が悪意なく（ 甲 ）の問題を生じさせてしまう可能性はあるため、優勝者のプログラムのソースコードは全て当社でチェックした方がよいだろう。」

B：「たとえ当社でプログラムのソースコードを全てチェックしたとしても、それが当該高校生の創作によるものかどうかを外形上判別することはできない。」

A：「加えて、公共施設内などを移動する警備ロボットの場合、（ 乙 ）の問題についても意を払う必要がある。」

B：「（ 乙 ）の問題については、通常のソフトウェア開発委託契約であれば、問題発生時に受託者に責任を負わせることができるが、高校生は未成年であること、また、高校生としての資力を考えると、契約上の取決めで当社のリスクは回避できるものではない。」

A：「ただ、（ 甲 ）の問題と異なり、（ 乙 ）の問題については、当社の技術開発部門で徹底的に検証することで、問題発生を回避できるのではないか。」

B：「たとえ高校生がプログラミングしたものとはいえ、およそ全ての制御パターンについて検証し、（ 乙 ）の問題発生可能性をゼロにすることは、不可能に等しい。」

A：「（ 甲 ）の問題、（ 乙 ）の問題を合わせて検討すると、やはり高校生のプログラムを当社正規製品に組み込むことは現実的ではなく、玩具ロボットに企画の対象を変えた方がよいかもしれない。」

＜語句＞

- ①ミドルウェア ②モジュール・プログラム ③第三者の知的財産権の無許諾使用
- ④不法行為 ⑤債務不履行 ⑥損害賠償
- ⑦プログラムのいわゆるバグ（不具合）

ア. 甲：① 乙：④

イ. 甲：② 乙：⑤

ウ. 甲：③ 乙：⑦

エ. 甲：③ 乙：⑥

オ. 甲：⑦ 乙：③

問題4 以下に示す＜事例＞の主題に関連性が強い契約条件に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

ブランドないし商標を消費財の商品名等に使用することをライセンスする場合において、ライセンサーとしては、ライセンス許諾の対象となる商品の種類、形態、使用態様、数量等を契約上明確にしておくべきことはもちろんである。近時は、これらの伝統的な契約条件に加え、ブランド価値維持の観点、また、企業の社会的責任の観点から、許諾を得て製造・販売される商品のサプライチェーン上において、レピュテーション上の問題が生じないことにも意を払うライセンサーが増えてきており、その傾向はライセンス契約の契約条項にも見て取れる場合がある。

- ア. ブランド価値の維持のため、ライセンス許諾対象製品の種類を極力限定する。
- イ. ライセンス対象となる許諾製品が製造される工場が、児童労働等の労働環境にないことを求める。
- ウ. ライセンス許諾対象製品以外に商標の使用を許諾する場合に、許諾対象となるものの範囲を明確にする。
- エ. ライセンス許諾対象となるブランドないし商標の使用態様を厳格に記載する。
- オ. ライセンス許諾対象製品が製造される数量の確認方法を厳密に記載する。

問題5 フランチャイズ契約において、しばしば規定される競業避止義務と販売地域の指定に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. フランチャイザーがフランチャイジーに対して競業避止義務を課す場合、独禁法上の問題に注意する必要があるが、販売代理店契約における競業避止義務とフランチャイズ契約における競業避止義務について、独禁法の条文において、明確に区別されているので、混同しないように注意が必要である。
- イ. フランチャイザーが市場における有力な事業者でない場合であっても、フランチャイジーによる競合製品の取扱いを禁止することは、一般指定11項（排他条件付取引）に該当し、独禁法上の問題になる。
- ウ. フランチャイザーがフランチャイジーに対して販売地域の指定を行う場合、販売代理店契約とは異なり、フランチャイズ契約特有の独禁法上の問題があることに留意しなければならない。
- エ. フランチャイザーがフランチャイジーに対して、責任地域制を定めること（ある特定の地域を販売活動の主たる責任地域として定めること）や、販売拠点を限定すること（店舗等の設置場所を特定の販売地域内に限定すること）については、独禁法上の問題がない。
- オ. フランチャイザーがフランチャイジーに対して特定の販売地域外における販売を制限したり、当該販売地域以外の顧客側からの引き合いや注文に応じることを一切禁止したりするような規定は、フランチャイズ契約の特殊性に鑑み、フランチャイズ契約においては、独禁法上の問題がない。

問題6 公益社団法人リース事業協会が発表するリース標準契約書におけるファイナンス・リース契約の法的性質に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 物件において契約に適合しない点があっても、リース会社には契約不適合責任はないため、ユーザーは、リース会社に対して責任追及ができない。
- イ. リース契約の有効期間中にリース物件が陳腐化し、使用に耐えられなくなった場合でも、ユーザーは、リース期間満了までは約定どおりのリース料を支払わなければならない。
- ウ. サプライヤーから物件がユーザーに納入されたときは、ユーザーは速やかにリース会社に連絡し、リース会社に物件の検査を入念に行わせ、契約に適合しない点がないことを確認させなければならない。
- エ. 物件導入にあたり、ユーザーはサプライヤーと契約交渉を行い発注するが、実際の取引は、ユーザーとリース会社間のリース契約に基づいて行われる。
- オ. リース物件の所有権はリース会社に帰属することから、ユーザーは、リース物件に対して第三者のために担保設定することはできない。

問題7 業務提携に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 業務提携契約の冒頭では、業務提携の経緯、基本原則、業務提携の目的などが記載されることが多い。直接、当事者間の権利関係を記載する例は少ないが、それらが他の条項の解釈上の指針となる可能性もあることから、内容が実態と一致しているか否か、慎重に確認する必要がある。
- イ. 広義の業務提携は、大別すると、資本関係を作出する資本提携と、資本関係を作出せず契約で提携関係だけを作出する業務提携に分けることができる。
- ウ. 業務提携において、お互いのノウハウや知的財産権を開示し合って、新規事業の開発の立上げを行う場合は、その過程で新たなアイデアやノウハウが生まれる可能性があるため、そうしたアイデアやノウハウの知的財産権の帰属についても業務提携契約に盛り込んでおくことが必要な場合が多い。
- エ. 秘密保持契約を締結した後に、業務提携契約を締結して、相手方との独占交渉権を確保しておきたいという思惑がある場合は、業務提携契約で提携の対象事業とした事業と同一又は類似の事業についての競業避止義務を相互に負わせることが重要であるが、競業避止義務を業務提携契約期間終了後も負わせることはできない。
- オ. 業務提携契約にどこまで詳細な条項を入れ込むかは、個別の業務提携の経緯・事情・内容により千差万別であるが、最低限、それぞれの当事者の役割分担、費用負担、打合せの開催頻度を決めておかないと、業務提携契約を締結しても、実際の業務提携が一向に実現せず、いたずらに時間だけが経過するリスクがある。

問題 8 日本法人である株式会社甲が、日本国内の事業所で雇用する外国籍従業員乙と締結する雇用契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 甲と乙が、乙が国籍を有する国の法令を雇用契約の準拠法に定めた場合、日本の労働契約法は適用されないが、日本の労働基準法は適用される。
- イ. 甲と乙が、雇用契約の準拠法を特に定めなかった場合、甲乙間の雇用契約関係は、日本の法令により規律される。
- ウ. 甲と乙が、乙が国籍を有する国の法令を雇用契約の準拠法に定めた場合、日本の最低賃金法は適用されない。
- エ. 甲と乙が、雇用契約の準拠法を日本法とすることに合意した場合であっても、乙が国籍を有する国の国民休日については、甲は乙に休暇を与えなければならない。
- オ. 甲は、乙と雇用契約を締結するに際し労働条件を明示しなければならないが、乙の日本語能力の有無にかかわらず、日本語で記載された労働条件通知書を交付すれば、甲の労働基準法上の義務は履行されたことになる。

問題 9 民法で定めた定型取引（以下「定型取引」という。）及び定型約款（以下「定型約款」という。）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 定型約款準備者は、民法に認められた範囲で、契約者（以下「相手方」という。）と合意をすることなく契約の内容を変更することができるが、他方で、「定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合する」という事由だけでは、相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができない。
- イ. 以下の場合は、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても合意したものとみなし、契約内容となる。
 - ① 定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合
 - ② （取引に際して）定型約款の契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に「表示」していた場合
- ウ. 相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。
- エ. 定型取引は「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」と定義され、定型約款は「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」と定義されている。したがって、定型取引に該当しない取引に使用する約款は、定型約款とはならない。
- オ. 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

問題10 独禁法の不公正な取引方法に該当するものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 全国的家電販売チェーンを経営する会社が、家電メーカー各社に対して、無償の販売応援スタッフの派遣を要請した。
- B. 化粧品メーカーが、販売委託先に対して、当該化粧品の小売販売価格を指示した。
- C. 電気製品の小売業者が、売れ残りのゲームソフトXの在庫を処分するため、売れ筋のゲームソフトYの販売にあたって、全てゲームソフトXとのセットとしてのみ販売した。
- D. 鋼材メーカーが、卸売販売商社に対して、当該鋼材の小売販売価格の報告を求めた。

- ア. A、B
- イ. A、C
- ウ. B、C
- エ. B、D
- オ. C、D

問題11 一般消費者を対象とするインターネット通信販売における契約条件に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. インターネット通信販売にも消費者契約法の適用があるので、事業者が取引条件として、消費者を一方的に害する契約条件を設けた場合には、当該契約条件は無効となる。
- イ. インターネット通信販売にも消費者契約法の適用があるので、事業者の故意・重過失に基づく債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任を免除する条項は、責任免除の範囲が一部であっても無効となる。
- ウ. インターネット通信販売にも特商法の適用があるので、同法の適用対象となる商品に限定はないが、権利及び役務の提供については、一定の限定がある。
- エ. インターネット通信販売にも特商法の適用があるので、その広告態様や契約条件の表示事項について、一定の規制が行われている。
- オ. インターネット通信販売にも特商法の適用があるが、訪問販売等と異なり、購入者は、販売業者に債務不履行等がない限り、原則として、販売業者に対して契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができず、特約があればその特約に従うことになる。

問題12 個人ユーザー（以下「ユーザー」という。）に対するサービスを提供している株式会社甲（以下「甲社」という。）の当該サービス提供に関して、甲社とユーザーとの間で締結された契約上の地位の移転に関する以下の＜文章＞において、（ ）内に当てはまる語句としてA～Lを適切に選択しているものは、次のうちどれか。

＜文章＞

日本法においては、契約上の地位の移転には原則として相手方の同意が（A：必要、B：不要）と考えられています。しかし、近年では、事業再編等が頻繁に行われるため、特定のサービス提供の運営主体を第三者に移転させる必要が生じる場面が増加しています。そうした場合に、契約の相手方である個々のユーザーから個別に同意を取得しなければならないとなると非常に煩雑な手続が必要になり、事業再編等をスムーズに行うことが非常に難しくなります。

そこで、事業再編等の手法として、契約の相手方である個々のユーザーの同意を得なくとも契約上の地位を移転することのできる（C：事業譲渡、D：吸収分割）という（E：包括承継、F：特定承継）を選択することがあります。しかし、実務上は、様々な事情から契約上の地位の移転のためには、契約の相手方の同意を得る必要がある（G：事業譲渡、H：吸収分割）という手法を選択せざるを得ない場合もあります。

したがって、甲社としては、事業再編の手法の選択肢を広く確保する観点から、甲社の契約上の地位を（I：事業の譲受人、J：吸収分割承継会社）に移転させることができる旨、及びユーザーが甲社の（K：事業譲渡、L：吸収分割）に伴って契約上の地位を移転させることについてあらかじめ同意する旨を契約書に規定しておくことが考えられます。

- ア. A、D、E、G、I、K
- イ. A、C、E、H、J、K
- ウ. A、D、F、G、I、L
- エ. A、C、F、H、J、K
- オ. B、D、F、G、I、L

問題13 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、文中の①～③の（ ）内に当てはまる語句としてA～Fを適切に選択しているものは、次のうちどれか。

＜事例＞

日本では土地と建物とは別個の不動産とされているため、建物につき設定された抵当権の効力は、その敷地には及ばない。ただし、土地と建物の所有者が異なる場合には、そもそも建物所有のための利用権（賃借権や地上権）が設定されているはずである。そこで、建物に設定された抵当権の効力は、この利用権にも及ぶとされているのである。ところが、建物所有者と敷地所有者が同一人である場合には、そもそも建物所有のための利用権の設定は行われていないから、抵当権の実行、すなわち競売によって建物を取得した者は敷地利用権を獲得できないことになる。そこでこのような建物取得者のために、法的に地上権を設定したものとみなす制度が、法定地上権という制度である。

このような趣旨から、法定地上権が成立するためには、①（A. 抵当権設定時に土地上に建物が存在すること、B. 抵当権設定後実行時まで土地上に建物が存在すること）、②土地と建物とが（C. 抵当権設定時に同一の所有者に属すること、D. 抵当権設定後実行時まで別の所有者に属すること）、③土地と建物の一方又は双方に抵当権が設定されていること、が必要となる。①の要件は（E. 土地の抵当権者、F. 建物の抵当権者）の利益に配慮するものである。抵当権設定時に建物があれば法定地上権を甘受すべきであるが、そうでない場合には法定地上権が成立しないという前提で担保評価をしているからである。

- ア. A、C、E
- イ. B、C、E
- ウ. A、D、F
- エ. A、D、E
- オ. B、C、F

問題14 根抵当権と通常の抵当権（以下「普通抵当権」という。）との異同に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 普通抵当権は、複数の不動産に設定すると当然に共同担保となるが、根抵当権は特に共同担保である旨を契約しなければ、共同根抵当権にならない。
- イ. 普通抵当権は、被担保債権が譲渡されれば、被担保債権とともに譲受人に移転するが、元本確定前の根抵当権は、被担保債権の全部が譲渡される場合にのみ、被担保債権とともに譲受人に移転する。
- ウ. 普通抵当権も、根抵当権も、借地上の建物に設定された場合、その効力は当該建物のために設定された借地権にも及ぶ。
- エ. 普通抵当権も、根抵当権も、設定者が第三者たる債務者のために設定することができる。
- オ. 普通抵当権も、根抵当権も、債務者又は設定者でない者が抵当不動産を時効取得した場合には、消滅する。

問題15 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、連帯保証と通常の保証（以下「普通保証」という。）との異同に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

＜事例＞

個人事業者の甲がその事業のために金融機関X社から1,000万円を借りる際、甲の親友であり上場企業の役員でもある乙が甲の委託を受けて保証人となり、X社と乙との間で保証契約書が作成された。

- A. 本保証契約が普通保証契約であれ連帯保証契約であれ、乙が保証債務を履行する意思を有することを確認する公正証書が作成されなければ、本保証契約は効力を生じない。
- B. 甲はA社からの借入時点で甲の取引先Y社に対する2,000万円の返済義務を負っておりその返済に窮していたが、甲から乙にその事実の説明はされないまま本保証契約の締結に至った。X社が、甲から乙へ事実説明がされなかったことを知ることができた場合、本保証契約が普通保証契約であれ連帯保証契約であれ、乙は本保証契約を取り消すことができる。
- C. 本保証契約が連帯保証契約である場合、普通保証契約の場合とは異なり、催告・検索の抗弁権は認められないため、甲に強制執行可能な資産があるとしても、X社はそれを差し押えることなく、いきなり乙に強制執行することが可能である。
- D. 乙が保証債務を承認すると、本保証契約が連帯保証契約である場合、普通保証契約の場合とは異なり、時効更新の効力が主たる債務に及び、甲は時効を援用することができなくなる。
- E. X社が時効完成前に乙に保証債務の履行を請求した場合で、本保証契約が連帯保証契約であるとき、普通保証契約の場合とは異なり、時効の完成猶予又は更新の効力が主たる債務に及ぶ。

- ア. A、B
- イ. B、D
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. D、E

問題16 動産譲渡担保に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 動産譲渡担保は、設定契約に加え、目的物の引渡しが成立要件である。
- B. 動産譲渡担保の第三者に対する対抗要件として引渡しがあるが、この引渡しは、公示の点から占有改定によることは認められない。
- C. 動産譲渡担保の対抗要件として、動産譲渡登記制度があるが、動産譲渡登記は法人、個人を問わず、申請することができる。
- D. 債務不履行があった場合、債権者は競売手続によることなく、動産譲渡担保の目的物を売却し、売却代金の中から債権を回収できるが、債権を差し引いた残額があれば、清算する必要がある。
- E. 在庫商品等のように、常時変動する集合物を対象として集合物譲渡担保を設定する場合には、種類、保管場所等により、目的物を特定する必要がある。

- ア. A、B
- イ. A、C
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. D、E

問題17 令和7年2月16日において、AがBのAに対する債権を受働債権として全額相殺できるものは、次のうちどれか。

- ア. AはBに対し、既に弁済期の到来した貸金債権300万円を有しており、BはAに対し、既に弁済期の到来した売掛代金債権300万円を有していた。Aはその後、Bに対する貸金債権をCに譲渡し、確定日付ある証書により当該債権譲渡をBに通知し、かかる通知はBに到達した。
- イ. AはBに対し、令和7年3月10日を弁済期とする貸金債権300万円を有しており、BはAに対し、令和6年3月10日を弁済期とする売掛代金債権300万円を有している。
- ウ. AはBに対し、Bの過失による交通事故により被った損害賠償請求権300万円を有するに至った。他方、BはAに対し、弁済期が到来していない貸金債権300万円を有している。
- エ. BはAの従業員であるが、Bの重過失によりAの備品が破壊され、AはBに対し損害賠償請求権金15万円を有するに至った。BはAに対し、当月分貸金債権15万円を有している。
- オ. BはAに対し、既に弁済期の到来した貸金債権300万円を有していたが、その後、Bの債権者Cによって当該債権が差し押さえられた。さらにその後、AはBに対し売掛代金債権300万円を取得し、当該債権の弁済期も到来した。

問題18 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、債権譲渡に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、B社に対し500万円の貸金債権を有しており、B社はC社に対して300万円の売買代金債権を有している。A社はB社のC社に対する債権の譲渡を受けて債権の回収を図りたいと考え、B社に当該債権の譲渡を求めた。

B社は、A社の求めに応じ、C社に対し、300万円の売買代金債権をA社に譲渡した旨の内容証明郵便による5月1日付け債権譲渡通知を出し、同通知は5月2日C社に到達した。一方B社は、D社からも債務の返済を迫られていたため、同一債権をD社に譲渡した旨の5月1日付け債権譲渡登記を行い、同登記事項証明書が5月3日C社に到達した。更にB社のC社に対する同一債権に対する債権者をE社とする5月1日付け債権差押命令が5月4日C社に送達された。

- ア. ＜事例＞の手続が全て有効に行われたとすると、A社、D社、E社間においてA社が優先する。
- イ. B社のC社に対する売買代金債権が発生する以前に、C社がB社に対して100万円の損害賠償請求債権を取得していた場合、C社は100万円について相殺することができる。
- ウ. B社のC社に対する売買代金債権に関し、商品に瑕疵^{かし}があったためC社が売買契約を解除していた場合、C社は債権譲受人、差押債権者の請求を拒むことができる。
- エ. B社のC社に対する債権をA社に譲渡した旨の通知が、A社の強迫により行われた場合、B社は債権譲渡契約を取り消すことができる。
- オ. A社が、B社のC社に対する債権譲渡通知をB社に代わり行った場合、有効な通知が行われたことにはならない。

問題19 債権回収において注意すべき事項に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 任意交渉の際の行為が、権利の範囲内であっても、権利行使の手段が社会通念上、一般に容認すべき程度と認められる範囲を逸脱したときは、恐喝罪が成立する場合もある。
- B. 金銭債権について交渉がまとまった場合、公正証書で文書化する際は、強制執行認諾文言を入れることにより当該金銭債権の支払を求める裁判を経ずに強制執行の申立てが可能となる。
- C. 消滅時効は、一定の期間その権利を行使しないと期間の経過後、当然にその権利が消滅する。
- D. 裁判外の請求は、6ヵ月以内に裁判上の請求をしないと時効の更新（中断）の効力を生じない。
- E. 相殺は、自働債権と受働債権それぞれが弁済期になれば相殺することができない。

- ア. A、D
- イ. A、E
- ウ. B、D
- エ. B、E
- オ. C、E

問題20 督促手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 支払督促の申立書に記載した内容について、申立人は証拠書面を添付しなければならない。
- イ. 支払督促の申立書には、通常訴訟と同様に、請求の趣旨と原因を記載する必要がある。
- ウ. 請求金額が140万円を超える支払督促の申立ては、地方裁判所の裁判所書記官に対してすることもできる。
- エ. 督促手続は、仮執行宣言の付記により確定判決と同一の効力が与えられるという特徴を有するため、支払督促の申立時に仮執行宣言を求める旨を併せて申し立てる必要がある。
- オ. 督促手続は、債務者を審尋することなく簡易迅速に債務名義の取得が可能になるという制度の特徴から、濫用防止のために1年に利用できる回数が10回までに制限されている。

問題21 人的担保及び物的担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．保証契約は、債権者、債務者、保証人の三者で契約を締結することにより成立する。
- イ．保証契約は、書面でしなければその効力を生じない。
- ウ．債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に請求すべきことを請求することができるが、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けた後は、保証人はかかる請求をすることはできない。
- エ．抵当権の実行は、裁判所に申し立てて行うこととなるが、判決などの債務名義は不要である。
- オ．抵当権の実行は、抵当権の登記がされた登記事項証明書の提出により開始の決定をすることができるが、抵当権の登記が仮登記の場合は、開始決定はされない。

問題22 債務名義の取得等に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．売買代金請求訴訟において、第一審で原告が勝訴し、仮執行宣言付判決を取得した。被告が控訴し、訴訟が係属中の場合、原告は第一審の勝訴判決を債務名義として、被告の財産に対して強制執行することはできない。
- イ．仮執行宣言が付された支払督促は債務名義となるが、債務者が期限内に督促異議を申し立て通常の訴訟に移行した場合、この支払督促を債務名義として強制執行することはできない。
- ウ．民事調停による調停調書は債務名義となるが、この債務名義に基づき、物の引渡しを強制執行することはできない。
- エ．建物の賃貸借契約を、強制執行認諾文言を付した公正証書で作成した。賃料の不払を理由に賃貸借契約が解除された場合、公正証書を債務名義として未払賃料に関して強制執行をすることはできるが、建物明渡しを強制執行することはできない。
- オ．不動産の所有権移転登記請求訴訟において、第一審に原告が勝訴したが被告が控訴したため、第一審の判決は未確定である。この場合、第一審の判決を債務名義として所有権移転登記をすることはできないが、所有権移転仮登記をすることはできる。

問題23 差押えに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．差押えとは、国家権力によって特定の有体物又は権利について、私人の事実上、法律上の処分を禁止し、確保することをいう。
- イ．不動産強制競売における差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時又は差押えの登記のいずれか早い時に生ずる。
- ウ．債務者は、不動産が差し押さえられた以降は、これを使用し、収益することができない。
- エ．動産執行では、債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有することにより行う。
- オ．債権執行では、差押命令が第三債務者に送達された時に差押えの効力が生じ、これにより債務者による債権の取立てや、第三債務者が債務者に対し弁済することが禁止される。

問題24 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、甲が当該絵画の占有を回復することを最優先に考えた場合、法的に正当な最初のステップとして適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

画家甲は、会社経営者乙に、自身が描画した評価額500万円相当の絵画を同価格にて売却した。甲は、乙の指示により、乙のために当該絵画を保管する業者丙に当該絵画を引き渡した。ところが、当該絵画の売買代金が支払われないうちに、乙の経営する会社が倒産するとのうわさが立ち、乙が行方をくらますのではないかとの懸念まで生じている。

このような状況の中、甲はなんとか乙との当該売買契約を合意解約することができた。丙は現在も乙の指示で乙のために当該絵画を保管しており、現時点で甲は、乙及び丙のいずれにも連絡が可能である。

- ア. 丙に対し「当該絵画の売買契約を合意解約した。したがって、当該絵画を直ちに自己に引き渡してもらいたい」旨を依頼する。
- イ. 丙に対し「当該絵画の売買契約は合意解約したので、以降自己のために保管してもらいたい」旨を依頼する。
- ウ. 乙に対し「当該絵画の売買契約を合意解約した」旨の契約書への署名・捺印を依頼する。
- エ. 乙に対し「当該絵画の所有権は甲に復帰した」旨の文書への署名・捺印を依頼する。
- オ. 乙に対し「当該絵画は甲に返却したので、以降甲のために当該絵画を保管するように」との指示を丙に行うよう依頼する。

問題25 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、民事再生手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

不況のあおりを受け経営難に陥ったA社は、自ら民事再生手続開始の申立てを行い、再生手続開始決定を得た。A社はB社、C社及びD社と取引関係があり、各社は再生手続開始時にA社に対して1,000万円の債権を持っていた。

- ア. A社の経営者は、原則として、再生手続開始決定後も経営を続けることができる。
- イ. B社の債権が、民事再生手続開始前にB社がA社に売却した商品の代金債権である場合、B社は再生手続外で弁済を受けることはできない。
- ウ. A社が再生手続開始を申し立てる前に、C社が既に地方裁判所にA社所有の甲不動産の強制執行を申し立てていた場合、C社は、再生手続開始決定後も強制執行手続を続けることができる。
- エ. A社は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して、裁判所に提出しなければならない。
- オ. A社所有の乙不動産に抵当権の設定を受けているD社は、原則として、再生手続の影響を受けずに、抵当権を行使することができる。

問題26 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、会社更生手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社とB社は長年取引関係にあったが、B社が経営破綻に陥った。B社は会社更生手続開始の申立てを予定している。B社はA社に対して何ら債権を有していない。

- ア． B社が鹿児島県鹿児島市に所在している場合、B社は鹿児島地方裁判所以外の裁判所に会社更生手続開始決定の申立てを行うことはできない。
- イ． B社に対する会社更生手続が開始された場合、A社が、B社の所有する土地・建物に抵当権を設定していれば、A社は抵当権を実行することができる。
- ウ． B社に対する会社更生手続が開始された場合、Cが、A社がB社に対して有する債権の連帯保証人になっていたとしても、A社はCから弁済を受けることができない。
- エ． B社に対する会社更生手続が開始された場合、A社がB社に対して売掛代金債権を有していても、A社はB社から会社更生手続外では、当該債権の弁済を受けることができない。
- オ． 更生計画案は、会社更生手続開始決定の日から3ヵ月以内に提出されることとなっている。

問題27 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、A社から相談を受けた甲弁護士の回答として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、私的整理によって会社の再建を図ることを検討している。

ア．A社：「私的整理と法的整理とでは、どちらの方がより簡易迅速に進めることができますか。」

甲：「債権者の数が少なく、債権者から債務の減免を得られる可能性が相当程度見込まれる場合には、私的整理の方が、裁判所が関与しないことから早期に会社の再建を図ることができる場合が多いです。」

イ．A社：「債権者が、債権者会議に出席しなかった場合、債権者が当社に対して有している債権は失効して消滅してしまうことになりますか。」

甲：「いいえ。債権者が債権者会議に出席しなかったとしても債権が消滅するというわけではありません。」

ウ．A社：「公平な分配を行うための方法はありますか。」

甲：「例えば、既に債務名義を持っている債権者の1人が私的整理に協力せず、債務者の財産を差し押さえ、満足を得る行為は、債権者会議での多数決によって否認することができます。」

エ．A社：「債権者会議の議決によって、担保権者による担保権の行使を制限することはできますか。」

甲：「いいえ。債権者会議での多数決には、担保権者の担保権の行使を制限する効力はありません。」

オ．A社：「私的整理の実行を弁護士である甲先生に委任することはできますか。」

甲：「はい。私的整理を実行するに際しては、A社自身で行うことも弁護士に委任して行うこともできます。」

問題28 民事訴訟に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

ア．取引先から商品の代金を支払ってもらえず、訴訟外での話し合いに全く応じてもらえないというような場合には、民事訴訟を提起して権利を実現するという選択をすることになる。

イ．民事訴訟においてある事実を認定してもらうためには、当事者の言い分を主張するだけでなく、客観的な証拠を提出することが肝要である。

ウ．民事訴訟で提出できる証拠は、弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会や裁判所を通じた証拠保全手続によって取得された証拠に限られる。

エ．任意に支払をしない場合には訴訟を提起するという内容の弁護士名の内容証明郵便が送付された場合、まだ訴訟は提起されていない段階であっても客観的な証拠を収集・整理する方が望ましい。

オ．民事訴訟において終局判決が出された場合、判決に不服がある訴訟当事者は、控訴・上告を行い、上級の裁判所に対して審理を求めることができる。

問題29 判決の効力に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．確定判決の効力は、当該訴訟の原告の訴訟代理人及び被告の訴訟代理人にも及ぶ。
- イ．確定判決の効力は、口頭弁論終結後に、当該訴訟の原告である会社を吸収合併した会社に対しても及ぶ。
- ウ．口頭弁論終結後に、被告会社が会社名をA株式会社からB株式会社と変更した場合、B株式会社に確定判決の効力は及ばない。
- エ．口頭弁論終結後に、被告会社の代表取締役が、甲から乙に変更となった場合、当該会社確定判決の効力は及ばない。
- オ．確定判決の効力は、ある特定物の給付請求権を訴訟物とする訴訟において、当該目的物を口頭弁論終結前から、当該訴訟の原告から寄託を受けていた者に対しては及ばない。

問題30 A社はB社に対して債権を有しており、その回収を求めて訴訟を提起することを検討している。この場合に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．A社が不動産の買主としてB社に当該不動産の引渡請求権を有している場合に、B社がその不動産をCに売却しようとしているという情報をつかんだときには、A社は仮差押えを求める申立てを裁判所に行うべきである。
- イ．A社がB社に対して売掛代金債権を有している場合に、B社には不動産以外に財産はないにもかかわらず、その不動産を他の名義に変更しようとしているとき、裁判所に対して当該不動産の仮差押えの申立てをすることができ、裁判所はB社から必ず事情を聴取の上、仮差押命令を出す。
- ウ．A社がB社に対する請求債権を保全するために、裁判所に仮差押えの申立てをするにあたっては、請求債権の存在と緊急に債権保全の必要性が一応あるらしいと思わせる資料を添付して行わなければならない。
- エ．A社からの仮差押えの申立てを受けた裁判所は、その仮差押えの申立てを適法と認めたときは、A社に保証金を立てることを要求し、要求を受けたA社は保証金を裁判所に預ける必要がある。
- オ．B社の財産について仮差押命令を得たA社は、その後仮差押えの目的物を競売し金銭に換えることができる。

問題31 保全命令に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．保全命令発令の前提となる被保全権利が存在しないということを理由に、債務者が保全異議の申立てをする場合、保全命令が有効に存在する限り、いつでも行うことができる。
- イ．保全異議を申し立てた債務者は、少なくとも1回は裁判所に出頭しなければならない。
- ウ．保全異議を申し立てた場合には、保全命令の執行力は当然に停止される。
- エ．仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときには、担保を立てることを条件として保全命令の取消しを申し立てることができる。
- オ．保全異議の申立てに対して保全命令を維持する決定が出た場合、保全命令を維持する決定に不服のある債務者が保全抗告の申立てをするときには、保全異議の申立てについての裁判の送達を受けた日から一定期間内にしなければならない。

問題32 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、甲の回答として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、取引先のB社に対して、3年の分割返済の約定で、事業資金として2億円を貸し付け、C社は、この貸付けについてB社の連帯保証人となった。A社は、ほかに担保は取らなかった。ある日、A社の法務部員の甲は、B社を担当する営業部員の乙から相談を受けた。

- ア. 乙：「B社の貸付金の返済が滞り、再三催告をしても返済がなく、期限の利益は喪失した。B社は、営業を続けているようだ。C社にも催告しているが、全く返事がない。C社は不動産を所有している。」
- 甲：「C社所有の不動産に対する仮差押えの申立てをする場合、B社の無資力を証明しなければならない。」
- イ. 乙：「突然、B社もC社も手形の不渡りを出して倒産した。貸付金は、まだ1億円以上残っている。登記を確認したところ、B社は倒産直前に自社ビル（Bビル）について、Dとの間で売買契約していることが分かった。B社、C社に見るべき資産はないようだ。」
- 甲：「B社とDとの間のBビルの売買契約が有効である場合、これについて当社が取り得る法的手段はない。」
- ウ. 乙：「B社の経営は順調で、貸付金の返済も遅滞なくなされている。B社は、当社からの借入金の一部でE社から機械を購入したが、この機械の欠陥を理由として、E社に対して損害賠償請求訴訟を提起した。」
- 甲：「当社は、この訴訟に独立当事者参加や共同訴訟参加はできないが、補助参加はできる。」
- エ. 乙：「B社が貸付金の返済を遅滞したので、C社に催告したところ、C社は、連帯保証する書面に調印したことはあるが、これは当社の契約担当者丙に騙されたからであると言って、支払を拒否した。丙は、既に当社を退社して海外に居住している。」
- 甲：「B社及びC社に対して貸金返還等請求訴訟を提起し、丙の証人尋問の申出をして採用された場合、丙は、裁判所が相当と認め、B社及びC社に異議がないときは、尋問に代えて丙の回答書（尋問に代わる書面）を提出することができる。」
- オ. 乙：「B社の返済が一時遅滞した際に、B社の代表取締役Fの不動産について、貸付債権を被担保債権として抵当権を設定し登記していたが、今般、B社とFが破産の申立てを行った。」
- 甲：「破産手続が開始されると、抵当権の実行ができなくなるので、早急に競売の申立てをする必要がある。」

問題33 東京都に本店所在地を有する日本企業と米国内に本店所在地を有する米国企業との取引契約における紛争解決方法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．契約上の取引や契約書の解釈などから発生する紛争に関し、契約書で東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とする旨を定めた場合、当事者は東京地方裁判所以外の裁判所へ提訴することはできない。
- イ．契約上の取引や契約書の解釈などから発生する紛争に関し、契約書で一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って東京を仲裁地とした仲裁により最終的に解決される旨を合意した場合も、仲裁の手続言語を英語とすることは可能である。
- ウ．契約上の取引や契約書の解釈などから発生する紛争に関し、契約書で米国の特定州の連邦裁判所を裁判管轄に指定する場合、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と指定する場合に比べ、当事者に課される証拠開示に関する手続的負担が重くなるとされる。
- エ．紛争解決方法に関し、契約書で裁判による解決を選択する旨を合意した場合であっても、当事者のいずれかが仲裁による紛争解決を望んだときは、仲裁により紛争を解決することができる。
- オ．国際取引紛争の裁判において、自国の裁判所で勝訴判決を得ても、相手方の国でそのまま執行できるとは限らない。

問題34 仲裁手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．仲裁は、訴訟と同様に紛争の当事者間において仲裁合意がなくても行うことができる。
- イ．仲裁手続においては、訴訟手続と同様、仲裁人の人数、仲裁人の資格要件を当事者間の合意で決めることはできない。
- ウ．仲裁廷による仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含む場合であっても、裁判所に当該仲裁判断の取消しを求めることはできない。
- エ．仲裁手続も訴訟手続も公開の要請がないため、いずれも秘密保持を確保しやすい点で差異はない。
- オ．仲裁人の裁量は比較的広いが、仲裁判断の内容について、上訴で争うことができない。

問題35 国際売買契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 注文書 (Purchase Order) や注文請書 (Sales NoteあるいはOrder Acknowledgement) は契約書ではないので、そのやり取りだけで契約が成立することはない。
- イ. 契約条項で特に定めがないときは、Incoterms (International Commercial Terms) の定める用語例に従って解釈される。
- ウ. 売買契約の対象となる目的物の引渡しに関し、「XからYへの本製品の引渡しは、2020年度版Incotermsに規定されたとおり、F.O.B横浜とする」と規定した場合、本製品に係る損失リスクは、本製品が横浜の本船上に置かれたときに、XからYに移ることになる。
- エ. 「本契約の条件に基づく明示的責任を除いては、売主Xは買主Yに対し当該製品に関する義務又は責任を負わない」との規定を特に設けなくても、法域に関わらず売主が製品の保証責任から免れる。
- オ. Whereasで始まる前文の規定を設けないと、法的拘束力を有しない。

問題36 準拠法を特定の外国法と定める契約書に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 契約書の準拠法を当事者が所在する国以外の第三国の法律に定めることができる。
- イ. 契約書の準拠法をニューヨーク州法に合意しても、一旦選択した準拠法を当事者の合意で変更することができる。
- ウ. 契約当事者によって準拠法の合意があっても、契約締結地や契約履行地等が属する国の法律が適用される場合もある。
- エ. 契約書で準拠法を具体的に定めなければ、訴訟を提起された裁判所を管轄する地の法律が準拠法となる。
- オ. 一つの契約において、運送部分についてはニューヨーク州法を準拠法とし、荷揚げ地である日本国での履行については日本国法を準拠法と定めることは、法的安定性に欠け、避けるべきとされる。

問題37 日本法を準拠法として締結されたNon-Disclosure Agreement（以下「NDA」という。）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．NDAで秘密保持の対象として規定する秘密情報と、不競法で保護の対象となる営業秘密とは同一の概念となるため、NDAの秘密情報の定義をドラフトする場合、不競法の営業秘密の定義と一致した内容にする必要がある。
- イ．秘密保持義務違反が発生した場合の損害賠償額の予定をNDAに規定することによって、損害の立証の負担軽減が期待できる。
- ウ．従業員の頭に残った情報は、不競法による保護の対象にも、NDAによる秘密保持義務の対象にもされない。
- エ．NDAを締結することによって、秘密保持義務の対象となる秘密情報の漏えい事実の証明が事実上容易になることが期待できる。
- オ．従業員が入社時に会社と締結するNDAによって、当該従業員の退職後も秘密保持義務が継続する旨の期間の定めのない義務を当該従業員に課した場合でも、当該従業員の退職によって当該従業員の当該秘密保持義務は直ちに終了する。

問題38 米国独禁法（反トラスト法）・欧州（EU）独禁法（競争法）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．米国独禁法の違反行為には、大きく分けて「当然違法（per se illegal）」の行為と「合理性の原則（rule of reason）」が適用される行為の2つに分けられる。例えば、再販売価格の維持が「当然違法」の行為にあたる。後者は、合理的な理由があれば違法とされない行為類型であり、例えば、カルテルがそれにあたる。
- イ．米国におけるリニエンシー制度とは、課徴金免除制度をいい、入札談合やカルテルなど独禁法に違反する取引制限を行った企業が、司法省反トラスト局にその事実を報告し資料を提供した場合に、課徴金を減免する制度をいう。
- ウ．域外適用とは、外国で行われた行為であっても自国の産業、消費者に影響を与える場合には、自国の独禁法が適用される場合をいう。
- エ．欧州独禁法は、欧州連合の機能に関する条約の競争制限的協定、協調的行為の規制、市場支配的地位の濫用行為の規制等からなり、執行機関は欧州委員会である。
- オ．米国独禁法の執行機関は、司法省反トラスト局及び連邦取引委員会である。

問題39 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、米国のForeign Corrupt Practices Act（以下「FCPA」という。）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A国政府のプラント建設プロジェクトにおいて、国際共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）が、プロジェクトを受注するために、当該プロジェクトの請負先を決定するA国の政府機関の役職員に対しエージェントを通じて金員を供与し、プラント建設請負契約を受注した。

- ア．コンソーシアムのメンバーである米国企業に対しては、FCPAの適用があり得る。
- イ．コンソーシアムのメンバーである米国の証券取引所に上場しているフランス企業に対しては、FCPAの適用があり得る。
- ウ．コンソーシアムの特定の企業にFCPA違反が認められた場合、当該企業に対し、高額な罰金が科せられるとともに、独立のコンプライアンスコンサルタントを採用する等、コンプライアンスプログラムの実施を命じられる場合がある。
- エ．コンソーシアムの特定の企業にFCPA違反が認められた場合、当該企業に対し、米国司法省への調査協力を合意するよう要求される場合がある。
- オ．コンソーシアムのメンバーのうち、米国の証券取引所に上場しておらず、米国国内に子会社や支店を有しない日本企業に対しては、金員を供与することについての議論に参加していたとしても、FCPAが適用されることはなく、FCPA違反に問われることもない。

問題40 米国の訴訟制度に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．米国の特許陪審裁判における特許陪審制度では、事実認定は陪審が行い、法律判断は裁判官が行う。
- イ．営業秘密として保護される情報については、裁判所から秘密保護命令を得ることにより、相手方当事者による証拠開示要求を拒否することが可能である。
- ウ．弁護士秘匿特権の対象となっている証拠は、相手方当事者による証拠開示要求によっても開示の必要はない。
- エ．米国の民事訴訟では、敗訴の場合に弁護士報酬も敗訴者負担とする判決が言い渡される場合がある。
- オ．米国憲法では、陪審裁判を受ける権利が当事者に保障されているため、企業間の紛争に関して陪審裁判を契約書で排除することを合意できない。